

☆\*\*\*\*\*☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ）      DB規約（ ）      DC      (○)  
厚年基金（ ）      会計基準（ ）      その他      ( )

【タイトル】DC改正法の一部の施行期日を定める政令の公布について  
(公布6月内施行関係)

☆\*\*\*\*\*☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は、2020年9月16日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下、「改正法」）の一部の施行期日を定める政令」（令和2年政令第293号）を公布・施行しました。

当政令の内容は、本年6月5日に公布されたDC改正法のうち公布後6月内施行とされていた、改正法附則第1条第3号に掲げる項目（※）の施行期日について、「2020（令和2）年10月1日」と定めるものです。

※改正法附則第1条第3号に掲げる項目の概要

- ・簡易企業型年金（簡易型DC）や中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）について、人数要件を緩和し、従業員規模が300人以下の企業まで対象を拡大する。  
(従前は100人以下の企業まで対象)
- ・企業型DCの規約変更について、変更事項が資産管理機関の名称及び住所等である場合は、厚生労働大臣への届出を要しないものとする。

<ご参考>

DC法・DB法の改正について（年金NEWS）

[http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/nenkin/710\\_nenkin\\_news\\_20200702\\_1.pdf](http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/nenkin/710_nenkin_news_20200702_1.pdf)

[http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/nenkin/710\\_nenkin\\_news\\_20200702\\_2.pdf](http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/nenkin/710_nenkin_news_20200702_2.pdf)

～メルマガのバックナンバーを掲載しています～

<http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/>

バックナンバーでは、過去の年金NEWS・メルマガに加え、マーケット情報等をご覧いただくことができます。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティング課

年金NEWS・基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail [kikinmadoguti@nissay.co.jp](mailto:kikinmadoguti@nissay.co.jp)

日本-年基-202009-170-0362-D